

昭和二十九年五月二十九日 衆議院會議第五十七号 指揮権発動撤回に關する決議案外三件は委員會審査を省略し議事日程に追加し逐次上程すべしとの動議

西村 力弥君 野原 覺君
芳賀 貢君 萩元たけ子君
長谷川 保君 原 茂君
福田 昌子君 古屋 貞雄君
帆足 計君 穂積 七郎君
細道 兼光君 正木 清君
松原孝之次君 三鍋 義三君
武藤運十郎君 森 三樹二君
八百坂 正君 八木 一男君
安平 龍一君 柳田 秀一君
山口丈太郎君 山崎 始男君
山田 長司君 山中日露史君
山花 秀雄君 山本 幸一君
橋路 節雄君 和田 博雄君
淺沼稻次郎君 井伊 誠一君
井上 良二君 井堀 繁雄君
伊瀬幸太郎君 伊藤卯四郎君
池田 麟治君 稻富 稜人君
今澄 勇君 受田 新吉君
大石ヨシエ君 大西 正道君
加藤 勤十君 阿 良一君
甲斐 政治君 加藤 鏡造君
片山 哲君 川島 金次君
川俣 清吾君 河上太太郎君
木下 郁君 菊川 忠雄君
小野 忠君 小林 進君
河野 密君 佐村 新市君
佐竹 晴記君 杉村 沖治郎君
杉山元治郎君 鈴木 義男君
長中義三郎君 竹谷源太郎君
田 正路君 辻 文雄君
堤 ツルヨリ君 戸叶 里子君
土井 直作君 富吉 繁二君
中井徳次郎君 中居英太郎君
中崎 敏君 中澤 茂一君
中村 高一君 中村 時雄君
西尾 末廣君 西村 榮一君
日野 吉夫君 平岡忠次郎君

細野三千雄君 前田榮之助君
松井 政吉君 松平 忠久君
松前 重義君 三宅 正一君
三輪 謙壯君 水谷長三郎君
門司 亮君 矢尾喜三郎君
山口シヅエ君 山下 榮二君
吉川 兼光君 吉田 賢一君
岡田 春夫君 風見 貞君
川上 貫一君 久保田 豊君
小川 信一君 館 俊三君
辻 政信君 中原 健次君
中村 英男君 有田 八郎君
原 彪君 平野 力三君
否とする議員の氏名
相川 勝六君 逢澤 寛君
青木 正君 青柳 一郎君
赤城 宗範君 淺香 忠雄君
眞生太賀吉君 天野 公義君
荒船清十郎君 安藤 正純君
伊藤 郷一君 飯塚 定輔君
池田 清君 飯田 勇人君
石井光次郎君 石橋 湛山君
犬養 健君 今村 忠助君
岩川 興助君 上塚 司君
植木庚子郎君 内田 信也君
江藤 夏雄君 小笠 公昭君
小澤佐重喜君 尾崎 義一郎君
尾崎 末吉君 尾崎 竹虎君
越智 茂君 緒方 竹君
大上 司君 大西 龍夫君
大野 伴睦君 大橋 武夫君
岡崎 勝男君 岡田 清一君
岡野 清榮君 岡田 五郎君
岡村石衛門君 阿本 忠雄君
加藤 精三君 加藤 富三君
加藤 常太郎君 加藤 宗平君
加藤 常太郎君 鍛冶 良作君
金光 財夫君 川村善八郎君
河原田隆吉君 菅家 喜六君

木村 武雄君 木村 俊夫君
木村 文男君 菊池 義郎君
岸 信介君 北 吟吉君
久野 忠治君 熊谷 義一君
黒金 泰美君 小倉 義昭君
小平 久雄君 小西 寅松君
小林 錦君 小林 絹治君
小峯 柳多君 佐々木盛雄君
佐瀬 昌三君 佐藤 榮作君
佐藤 次郎君 佐藤 親弘君
佐藤虎次郎君 佐藤 道太君
坂田 英一君 坂田 道太君
迫水 久常君 篠田 弘作君
島村 一郎君 庄司 一郎君
首藤 新八君 助川 良平君
鈴木 仙八君 鈴木 善幸君
鈴木 正文君 瀬戸山三男君
関内 正一君 関谷 勝利君
田口長治郎君 田子 一民君
田嶋 好文君 田中伊三次君
田中 角榮君 田中 好君
田中 龍夫君 田中 萬通君
田中 光君 高橋 英吉君
高田 隆市君 高橋 繁君
高松圓三郎君 高橋 等君
竹尾 式君 武田信之助君
武知 勇記君 玉置 信一君
津安 國利君 塚原 俊明君
辻 寛一君 坪川 信三君
網島 正興君 堀安 實藏君
寺島隆太郎君 中井 一夫君
富田 健治君 中村 清君
中川源一郎君 中村 マサ君
中村 幸八君 永田 三郎君
仲川 英次郎君 永田 弘吉君
永田 亮一君 瀧田 弘吉君
夏堀源三郎君 南條 徳男君
西村 直己君 西村 久之君
根本龍太郎君 羽田武嗣郎君

葉梨新五郎君 馬場 元治君
橋本英三郎君 橋本 龍伍君
長谷川 峻君 花村 四郎君
濱田 幸雄君 濱地 文平君
林 讓治君 原 健三郎君
原田 謙三君 平井 義一君
平野 三郎君 福井 勇君
福田 越夫君 福田 篤泰君
福田 喜東君 藤枝 泉介君
船越 弘君 船田 中君
船越 弘君 船田 中君
保利 芳君 坊 秀男君
堀川 恭平君 本多 市郎君
本岡 俊一君 前田 繁三郎君
前田 正男君 牧野 寛孝君
益谷 秀次君 松井 登吉君
松岡 俊三君 松崎 朝治君
松田 鏡藏君 松山 義雄君
三池 鐵君 三浦寅之助君
村上 勇君 持永 義夫君
森 清君 森 幸太郎君
八木 一郎君 安井 大吉君
保岡 武久君 山崎 岩男君
山崎 巖君 山中 貞則君
山崎 彌一君 山本 正一君
山本 勝市君 山本 重延君
山本 友一君 吉田 良夫君
吉武 恵市君 渡邊 良夫君
吉田 均君 荒木萬壽夫君
有田 喜一君 五十嵐吉藏君
井出 太郎君 伊東 岩男君
稻葉 修君 白井 莊一君
小山介之助君 大高 康君
岡田 勢一君 岡部 得三君
加藤 高藏君 神戶 眞君
川崎 秀二君 喜多壯一郎君
吉川 久雨君 楠美 省吾君
栗田 英男君 小泉 純也君
小島 徹三君 河野 金外君

佐藤 芳男君 齋藤 憲三君
櫻内 義雄君 榎本 一雄君
志賀健次郎君 推熊 三郎君
白濱仁吉君 須磨彌吉郎君
鈴木 幹雄君 岡田 直君
田中 久雄君 高瀬 傳君
高橋 敏一君 竹山祐太郎君
高橋 敏一君 千葉 三郎君
錦林三男男君 内藤 友明君
床次 憲二君 中曾根康弘君
中嶋 太郎君 長谷川四郎君
中村庸一郎君 福田 繁芳君
廣瀬 正雄君 古屋 菊男君
古井 喜實君 町村 金五君
本名 武君 松村 謙三君
松浦周太郎君 三木 武夫君
三浦 一雄君 栗山 博君
村瀬 宣親君 吉田 安君
山下 春江君 中村 梅吉君
早稲田和子門君
松永 東君

○議長(堤康次郎君) 次に、八百板正君外百三十四名から、指揮権発動撤回に關する決議案、生活保護法の完全実施に關する決議案、總理大臣の外遊中止勸告決議案、海外派兵禁止に關する決議案、四案は委員會審査を省略し議事日程に追加し逐次上程すべしとの動議(八百板正君外百三十四名提出)

指揮権発動撤回に關する決議案、生活保護法の完全実施に關する決議案、總理大臣の外遊中止勸告決議案、海外派兵禁止に關する決議案、四案は委員會審査を省略し議事日程に追加し逐次上程すべしとの動議

事日程に追加し逐次上程すべしとの動議が提出されております。

本動議は、衆議院規則第百十二条により討論を用いないことになつておりますから、ただちに採決いたします。

この採決は記名投票をもつて行います。八百板正君外百三十四名提出の動議に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。

氏名点呼を命じます。

(参事氏名を点呼)

○議長(堤康次郎君) 投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開所。開鎖。

投票を計算いたさせます。

(参事投票を計算)

○議長(堤康次郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

(事務総長朗読)

投票総数 四百四十七

可とするもの(白票) 四百四十七

否とするもの(青票) 二百六十七

(拍手)

○議長(堤康次郎君) 右の結果、八百板正君外百三十四名提出の動議は否決されました。

(参照)

八百板正君外百三十四名提出決議案は委員会の審査を省略し議事日程に

昭和二十九年五月二十九日 衆議院会議録第五十七号

追加して逐次上程すべしとの動議を可とする議員の氏名

阿部 五郎君 青野 武一君
赤路 友蔵君 赤松 勇君
足鹿 登君 飛島田一雄君
淡谷 悠蔵君 井手 以誠君
井谷 正吉君 伊藤 好道君
猪俣 清三君 石村 英雄君
石山 豊作君 稲村 順三君
小川 豊明君 加賀田 進君
加藤 清一君 片島 港君
勝岡田清一君 上林興市郎君
神近 市子君 木原津興志君
北山 愛郎君 久保田鶴松君
黒澤 幸一君 佐々木三三君
佐藤剛次郎君 齋木 重一君
櫻井 幸夫君 志村 茂治君
柴田 義男君 島上善五郎君
下川儀太郎君 鈴木茂三郎君
田中義之進君 田中 稔男君
多賀谷貞雄君 高津 正道君
滝井 義高君 橋 兼次郎君
辻原 弘市君 永井勝次郎君
成田 知巳君 西村 力弥君
野原 登君 芳賀 貢君
萩元たけ子君 長谷川 保君
原 茂君 神田 昌子君
古屋 貞雄君 帆足 計君
齋藤 七郎君 細道 俊光君
正木 源君 松原喜之次郎君
三崎 義三君 武藤運十郎君
森 三樹二君 安平 鹿一君
八木 一男君 山口大太郎君
柳田 秀一君 山田 長司君
山崎 始男君 山田 秀雄君
山中富史君 山花 秀雄君
山本 幸一君 横路 節雄君
和田 博雄君 遠沼稻次郎君

井伊 誠一君 井上 良二君
平城 繁雄君 伊藤幸太郎君
伊藤勇四郎君 池田 龍治君
稲富 稔人君 今澄 勇君
受田 新吉君 大石ヨシユ君
大西 正造君 大矢 省三君
岡 良一君 加藤 勲十君
加藤 鏡造君 甲斐 政治君
春日 一幸君 片山 哲君
川島 金次郎君 川俣 清吉君
河上丈太郎君 木下 郁君
菊川 忠雄君 小平 忠君
小林 進君 河野 密君
佐竹 新市君 佐竹 晴記君
杉村沖治郎君 杉山元治郎君
鈴木 義男君 田中幾三郎君
竹谷源太郎君 堤 正路君
辻 文雄君 堤 ツルヨ君
戸叶 里子君 土井 直作君
富吉 榮二君 中井幾次郎君
中居英太郎君 中崎 敏君
中澤 茂一君 中村 高一君
中村 時雄君 西尾 末廣君
西村 榮一君 日野 吉夫君
平岡忠次郎君 細野三千雄君
前田榮之助君 松井 政吉君
松平 忠久君 松前 重義君
三宅 正一君 三輪 壽壯君
水谷長三郎君 山口シヅエ君
矢尾喜三郎君 山崎 亮君
山下 榮二君 吉川 兼光君
吉田 賢一君 岡田 春夫君
風見 章君 川上 貫一君
久保田 豊君 小林 信一君
館 俊三君 辻 政信君
中原 健次君 中村 英男君
有田 八郎君 原 彪君
平野 力三君

否とする議員の氏名

相川 勝六君 遠澤 寛君
青木 正君 青柳 一郎君
赤城 宗徳君 浅香 忠雄君
麻生太賀吉君 天野 公義君
荒船清十郎君 安藤 正純君
伊藤 郷一君 飯塚 定輔君
池田 清君 石田 勇人君
石井光次郎君 石田 博英君
石橋 湛山君 犬養 健君
今村 忠助君 岩川 興助君
上塚 司君 植木庚子郎君
内田 信也君 内海 安吉君
江藤 夏雄君 小笠 公昭君
小澤佐重喜君 小高 澄郎君
尾崎 末吉君 尾崎 義一君
越智 茂君 緒方 竹虎君
大上 司君 大久保武雄君
大西 融夫君 大野 伴隆君
大橋 武夫君 大橋 忠一君
大平 正芳君 大村 清一君
岡崎 勝男君 岡田 五郎君
岡野 清彦君 岡本 忠雄君
岡村利右衛門君 押谷 富三君
加藤 精三君 加藤 宗平君
加藤常太郎君 鍛冶 良作君
金光 唐夫君 川島正次郎君
川村善八郎君 河原田隆吉君
菅家 文六君 木村 俊夫君
木村 明君 菊池 義郎君
岸 信介君 岸田 正記君
北 吉君 久野 忠治君
熊谷 憲一君 黒金 泰美君
小枝 一雄君 小西 義昭君
小平 久雄君 小西 寅松君
小平 鐘君 小西 寅松君
小峯 鐘君 小西 初治君
佐瀬 昌三君 佐々木盛雄君
佐藤 榮作君

佐藤善一郎君 佐藤 親弘君
佐藤虎太郎君 佐藤洋之助君
坂田 英一君 坂田 道太郎君
迫水 久常君 始岡 伊平君
塩原時三郎君 篠田 弘作君
島村 一郎君 庄司 一郎君
首藤 新八君 助川 良平君
鈴木 仙八君 鈴木 善幸君
鈴木 正文君 瀬戸山三男君
關内 正一君 關谷 勝利君
田口長治郎君 田子 一民君
田中 角榮君 田中 好君
田中 龍夫君 田中 萬逸君
田中 光一君 高木 松吉君
高田 琢市君 高橋 英吉君
高橋 三郎君 高橋 等君
竹尾 式君 武田信之助君
武知 勇記君 玉置 信一君
津雲 國利君 塚田十一郎君
塚原 俊郎君 辻 寛一君
土倉 宗明君 網島 正興君
坪川 信三君 寺島隆太郎君
徳安 寛蔵君 若菜地英俊君
富田 健治君 中井 一夫君
中川源一郎君 中村 清君
中村 幸八君 中山 マサ君
仲川房次郎君 永田 良吉君
永田 亮一君 長野 長廣君
藤尾 弘吉君 夏堀源三郎君
南條 徳男君 丹羽源四郎君
西村 久之君 西村 直己君
羽田武嗣郎君 根本龍太郎君
馬場 元治君 根本登三郎君
橋本 龍伍君 橋本 幸雄君
花村 四郎君 長谷川 峻君
濱地 文平君 濱田 幸雄君
林 謙治君

昭和二十九年五月二十九日 衆議院會議第五十七号

義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案(衆議院回付) 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法案(衆議院回付)

一〇二二

林 信雄君 原 健三郎君
原田 憲君 平井 義一君
平野 三郎君 福井 勇君
福田 越夫君 福田 篤泰君
福田 喜重君 藤枝 泉介君
越前 弘君 船田 中君
保井 茂君 坊 秀男君
堀川 崇平君 本多 市郎君
本間 俊一君 前尾 繁三郎君
前田 正男君 牧野 寛泰君
益谷 秀次君 増田 甲子七君
松井 豊吉君 松岡 俊三君
松崎 朝治君 松田 鐵藏君
松永 佛骨君 松野 頼三君
松山 義雄君 三池 信君
三浦 實之助君 水田 三喜男君
南 好雄君 宮原 幸三郎君
村上 勇君 持水 義夫君
森 清君 森 幸太郎君
八木 一郎君 安井 大吉君
山崎 武久君 山口 好一君
山崎 岩男君 山崎 巖君
山中 貞則君 山本 彌一君
山中 正一君 山本 勝市君
吉田 重延君 吉武 恵市君
渡邊 良夫君 亘 四郎君
赤澤 正道君 芦田 均君
荒木 萬壽夫君 有田 一太郎君
五十嵐 吉藏君 井出 大郎君
伊東 岩男君 稻葉 修君
白井 莊一君 小山 倉之助君
大高 康君 岡田 勢一君
岡部 得三君 加藤 高誠君
神戶 眞君 川崎 秀二君
喜多 壯一君 吉川 久衛君
楠美 省吾君 栗田 英男君
小泉 純也君 小島 徹三君
河野 金昇君 佐藤 芳男君

齋藤 憲三君 櫻内 義雄君
笹本 一雄君 志賀 健次郎君
推熊 三郎君 白濱 仁吉君
須磨 清吉郎君 鈴木 幹雄君
岡田 直君 田中 久雄君
高田 傳君 高橋 順一君
竹山 祐太郎君 館林 三喜男君
千葉 三郎君 床次 徳二君
内藤 友明君 中嶋 太郎君
中曾 根康弘君 中村 庸一郎君
長谷川 四郎君 廣瀬 正雄君
福田 繁芳君 古井 喜實君
古屋 菊男君 本名 武君
町村 金五君 松浦 周太郎君
松村 謙三君 三浦 一雄君
三木 武夫君 村瀬 宣親君
栗山 博君 山下 春江君
吉田 安君 早稲田 和吉門君
中村 梅吉君 松永 東君
只野 直三郎君

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられまし
た。
右回付案を逐次議題といたします。
義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案の衆議院回付案を議題といたします。
昭和二十九年五月十四日
衆議院議長 河井 彌八
参議院議長 堤康次郎君
義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案
右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条によりここに回付する。
(特定の政党を支持させる等の教育の教唆及びせしめ、動の禁止)
第三条 何人も、教育を利用し、特定の政党その他の政治的団体(以下「特定の政党等」という。)の政治的勢力の伸長又は衰退に資する目的をもつて、学校教育法に規定する学校の職員を主たる構成員とする団体(その団体を含む。)の組織又は活動を利用し、義務教育諸学校に勤務する教育職員に対し、これらの者が、義務教育諸学校の児童又は生徒に対して、特定の政党等を支持させ、又はこれに反対させるための教育を行うことを教唆し、又はせしめ動してはならない。

○議長(堤康次郎君) 採決いたしました。本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)
○議長(堤康次郎君) 起立多数。よつて参議院の修正に同意するに決しました。
教育公務員特例法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)
○議長(堤康次郎君) 教育公務員特例法の一部を改正する法律案の衆議院回付案を議題といたします。
昭和二十九年五月十四日
衆議院議長 河井 彌八
参議院議長 堤康次郎君
教育公務員特例法の一部を改正する法律案
右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条によりここに回付する。
第二十一条の三を第二十一条の四とし、第二十一条の二の次に次の一条を加える。
(公立学校の教育公務員の政治的行為の制限等)
第二十一条の三 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、当分の間、地方公務員法第三十六条の規定にかかわらず、国立学校の教育公務員の例による。
前項の規定によりその例によるものとされる国家公務員法第二百二

条第一項に規定する政治的行為の制限に違反した者は、同法第一百十條第一項の例によるものとする。
○議長(堤康次郎君) 採決いたしました。本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。
(総員起立)
○議長(堤康次郎君) 起立総員。よつて参議院の修正に同意するに決しました。
日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法案(内閣提出、参議院回付)
○議長(堤康次郎君) 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法案の衆議院回付案を議題といたします。
昭和二十九年五月二十六日
衆議院議長 河井 彌八
参議院議長 堤康次郎君
日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法案
右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条によりここに回付する。
(定案)
第一条 この法律において「日米相互防衛援助協定等」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定及び日本国とアメリカ合衆国との間の船舶賃借協定をい

2 この法律において「防衛秘密」とは、船舶、航空機、武器、弾薬その他の装備品及び資料をいふ。
3 この法律において「防衛秘密」とは、左に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、公になつていないものをいふ。
一 日米相互防衛援助協定等に基き、アメリカ合衆国政府から供与される装備品等について左に掲げる事項
イ 構造又は性能
ロ 製作、保管又は修理に関する技術
ハ 使用の方法
ニ 品目及び数量
二 日米相互防衛援助協定等に基き、アメリカ合衆国政府から供与される情報で、装備品等に関する前号イからハまでに掲げる事項に関するもの
(罰則)
第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。
一 わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、防衛秘密を探知し、又は収集した者
二 わが国の安全を害する目的をもつて、防衛秘密を通常不当な方法によらなければ探知し、又は収集することができないようなものを他人に漏らした者
三 防衛秘密を取り扱つて業務上、業務上知り得し、又は領有し、その防衛秘密を他人に漏らした者

2 前項第二号又第三号に該当する者を除き、防衛秘密を他人に漏らした者は、五年以下の懲役に処する。
23 前項の未遂罪は、罰する。
第四条 防衛秘密を取り扱つて業務上、業務上知り得し、又は領有した防衛秘密を過失により他人に漏らした者は、二年以下の禁錮又は五万円以下の罰金に処する。
2 前項に掲げる者を除き、業務上より知り得し、又は領有した防衛秘密を過失により他人に漏らした者は、一年以下の禁錮又は三万円以下の罰金に処する。
第五条 第三号第一項の罪の陰謀をした者は、五年以下の懲役に処する。
2 第三号第二項の罪の陰謀をした者は、三年以下の懲役に処する。
123 第三号第一項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、前項と同様とし、同条第二項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、前項の規定は、教唆された者が教唆に係る犯罪を遂行した場合において、刑法(明治四十年法律第四十五号)総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。
(自首減免)
第六条 第三号第一項第一号若しくは第二号又は前条第一項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除する。
(この法律の解釈適用)
第七條 この法律の適用にあつては、これを拡張して解釈し、国民の根本的人権を不当に侵奪するようないことがあつてはならない。

○議長(堤康次郎君) 採決いたしました。この採決は記名投票をもつて行います。本案の参議院の修正に同意するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。閉鎖。
氏名点呼を命じます。
(参事氏名を点呼)
(全員投票)
〔議長退席、副議長着席〕
○副議長(原彪君) 投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開町。開議。
〔参事投票を計算〕
○副議長(原彪君) 投票の結果を事務総長より報告いたします。
〔事務総長朗読〕
投票総数 四百十七
可とする者(白票) 二百七十二
〔拍手〕
否とする者(青票) 百四十五
○副議長(原彪君) 右の結果、本案の参議院の修正に同意するに決しました。

(参照)
日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法案の参議院の修正に同意する可とする議員の氏名
相川 勝六君 逢澤 寛君
青木 正君 青柳 一郎君
赤城 宗徳君 渡野 忠雄君
麻生太賀吉君 天野 公義君
荒船清十郎君 安藤 正純君
伊藤 郷一君 飯塚 定輔君
生田 宏一君 池田 清君
池田 勇人君 石井光次郎君
石田 博英君 石橋 漢山君
犬養 健君 今村 忠助君
若川 興助君 上塚 司君
植木庚子郎君 内田 信也君
内海 安吉君 江藤 夏雄君
小笠 公昭君 小澤佐重君
小高 登郎君 尾崎 末吉君
尾崎 義一君 越智 茂君
緒方 竹虎君 大上 司君
大久保武雄君 大西 禎夫君
大野 伴睦君 大橋 武夫君
大橋 忠一君 大平 正男君
大村 清一君 岡崎 勝男君
岡田 五郎君 岡野 清豪君
阿本 忠雄君 西村利右衛門君
押谷 富三君 加藤 精三君
加藤 宗平君 加藤 常太郎君
鍛冶 良作君 金光 庸夫君
川島正次郎君 川村善八郎君
河原田隆吉君 宮家 喜六君
木村 武雄君 木村 俊夫君
木村 文男君 菊池 義郎君
岸 信介君 岸田 正記君
北 吟吉君 久野 忠治君
熊谷 憲一君 黒金 泰美君
小枝 一雄君 小西 義昭君
小平 久雄君 小林 朝治君
小松 鶴君 小林 木盛雄君
小泉 柳多君 佐々木盛雄君
小澤 昌三君 佐藤 榮作君
佐藤 善一郎君 佐藤 親弘君
佐藤 次郎君 佐藤 洋之助君
坂田 英一君 坂田 道太郎君
迫水 常吉君 始岡 伊平君
塩原時三郎君 篠田 弘作君
島村 一郎君 庄司 一郎君
首藤 新八君 助川 良平君
鈴木 仙八君 鈴木 善幸君

鈴木 正文君 瀬戸山三男君
関内 正一君 関谷 勝利君
田口長治郎君 田中 一民君
田嶋 好文君 田中 伊三次君
田中 角榮君 田中 好君
田中 光一君 田中 萬逸君
高田 光一君 高木 松吉君
高田 弥市君 高橋 英吉君
高橋 圓三郎君 高橋 等君
竹尾 式君 武田信之助君
武知 勇記君 玉置 信一君
津張 國利君 塚田 十一郎君
塚原 俊郎君 辻 寛一君
土倉 宗明君 網島 正興君
坪川 信三君 幸島隆太郎君
徳安 實藏君 苦米地英俊君
富田 健治君 中井 一夫君
中村 幸八郎君 中村 清君
中村 幸八郎君 中山 マサ君
仲川房次郎君 永田 良吉君
永田 亮一君 長野 長廣君
藤尾 弘吉君 夏堀源三郎君
南條 徳男君 丹羽喬四郎君
西村 英一君 西村 直己君
西村 久之君 根本龍太郎君
羽田武嗣郎君 葉梨新五郎君
馬場 元治君 橋本英三郎君
橋本 龍雄君 長谷川 峻君
花村 四郎君 濱田 幸雄君
林 文平君 林 讓治君
林 信雄君 原 健三郎君
原田 憲君 平井 義一君
平野 三郎君 福井 勇君
福田 越夫君 福田 憲泰君
藤田 一君 福田 喜東君
藤枝 泉介君 船越 弘君
船田 中君 保利 茂君
坊 秀男君 堀川 恭平君
本多 市郎君 本岡 俊一君

昭和二十九年五月二十九日 衆議院會議録第五十七号 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法案(参議院回付)

昭和二十九年五月二十九日 衆議院會議第五十七号 酪農振興法案(衆議院回付)

前尾繁三郎君	牧野 實君	松岡 俊三君	松岡 健三君	三浦 信君	水田三三男君	宮原幸三郎君	持永 義夫君	森 幸太郎君	安井 大吉君	山口 好一君	山崎 謙君	山崎 貞則君	山本 正一君	山本 友一君	吉武 惠市君	吉武 四郎君	荒木萬壽夫君	五十嵐吉蔵君	池田 清志君	白井 莊一君	大高 康君	岡部 得三君	神戶 貞君	喜多壯一郎君	楠美 省吾君	小泉 純也君	河野 金井君	齊藤 憲三君	笹本 一雄君	椎原 仁君	白濱 三郎君	鈴木 幹雄君	田中 久雄君	高橋 祐一君	館林三三男君	床次 徳二君
前田 正男君	松井 秀吉君	松永 佛骨君	松山 義雄君	三浦 好雄君	南 好雄君	村上 勇君	森 清君	八木 一郎君	保岡 武久君	山崎 岩男君	山崎 猛君	山崎 貞則君	山本 正一君	吉田 重延君	渡邊 良夫君	均 均君	有田 喜一君	伊東 岩男君	稲葉 修君	小山倉之助君	岡田 勢一君	加藤 高誠君	川崎 秀二君	吉川 久彌君	栗田 英男君	小島 徹三君	佐藤 芳男君	櫻内 義雄君	志賀健次郎君	重光 葵君	須磨彌吉郎君	園田 直君	高瀬 徳君	竹山祐太郎君	千葉 三郎君	内藤 友明君

中嶋 太郎君	中村 正雄君	古井 喜實君	古本 武君	松浦周太郎君	三浦 一雄君	村瀬 宣親君	山下 春江君	早稲田 啓三君	中村 梅吉君	山崎 新治郎君	阿部 五郎君	赤路 友藏君	足鹿 覺君	養谷 修藏君	井谷 正吉君	猪俣 進三君	石山 權作君	小川 豊明君	加藤 清二君	勝岡田 清一君	神近 市子君	北山 愛郎君	黒澤 幸一君	佐藤 觀次郎君	櫻井 幸夫君	柴田 義男君	下川 儀太郎君	田中 義之進君	多賀谷辰稔君	滝井 義高君	辻原 弘市君	成田 知巳君	野原 覺君	萩元たけ子君	原 茂君	古屋 貞雄君
中曾根康弘君	長谷川四郎君	古屋 繁芳君	町村 金五君	松村 謙三君	三木 武夫君	粟山 博君	吉田 安君	辻 政信君	松永 東君	只野直三郎君	青野 武一君	赤松 一雄君	飛島田 一雄君	井手 以誠君	伊藤 好道君	石村 英雄君	稻村 順三君	加賀田 進君	片島 港君	上林與市郎君	木原津與志君	久保田鶴松君	佐々木更三君	齋本 重一君	志村 茂治君	島上善五郎君	鈴木茂三郎君	田中 裕男君	高津 正道君	橋 兼次郎君	永井勝次郎君	西村 力弥君	芳賀 貢君	長谷川 保君	福田 昌子君	帆足 計君

穂積 七郎君	正木 清君	森 三樹三君	八木 一男君	柳田 秀一君	山崎 始男君	山中 謙史君	山田 幸一君	和田 誠雄君	井伊 誠一君	井堀 繁雄君	伊藤 昭四郎君	稻賀 稜人君	受田 新吉君	大西 正道君	岡 良一君	加藤 鏗造君	春日 幸一君	川島 金次君	河上 丈太郎君	菊川 忠雄君	小林 新市君	佐竹 新治郎君	杉村 沖治郎君	鈴木 義男君	竹谷源太郎君	戸叶 文雄君	辻 里子君	富吉 繁二君	中屋英太郎君	中澤 茂一君	中村 時雄君	平岡 繁一君	西村 榮二君	前田忠次郎君	松平 忠久君	三宅 正一君	水谷長三郎君	
細道 兼光君	松原喜之次君	武藤連十郎君	八百板 正君	安平 鹿一君	山口丈太郎君	山田 長司君	山花 秀雄君	横路 節雄君	淺沼稻次郎君	井上 良二君	伊藤 幸太郎君	池田 頑治君	今澄 勇君	大石ヨシエ君	大矢 省三君	加藤 勘十君	甲斐 政治君	片山 哲君	川俣 清吾君	木下 郁君	小平 忠君	河野 密君	佐竹 晴配君	杉山元治郎君	田中 幾三郎君	長 正路君	堤 ツルヨ君	土井 龍作君	中井 徳次郎君	中村 敏君	中村 高一君	西尾 末廣君	日野 吉夫君	細野 三千雄君	松井 政吉君	松前 重義君	三輪 壽正君	門司 亮君

矢尾喜三郎君 山口シエ君
山下 榮二君 吉川 兼光君
吉田 賢一君 岡田 春夫君
川上 眞一君 久保田 豊君
小林 信一君 館 俊三君
中原 健次君 中村 英男君
有田 八郎君 原 彪君
平野 力三君

酪農振興法案(内閣提出、衆議院回付)
○副議長(原彪君) 酪農振興法案の衆議院回付案を議題といたします。

酪農振興法案
右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条によりここに回付する。

昭和二十九年五月二十八日
衆議院議長 河井 彌八
衆議院議長 河井 彌八

目次
第一章 総則(第一條、第二條)
第二章 集約酪農地域
第一節 集約酪農地域の指定(第三條、第八條)
第二節 集約酪農地域における自給飼料の生産のための農用地の利用(第九條、第十一條)
第三節 集約酪農地域における集乳施設及び乳業施設の(第十二條、第十五條)

第三章 生乳等の取引(第十六條、第二十條)
第四章 雑則(第二十一條、第二十三條)
第五章 罰則(第二十四條、第二十六條)

附則
(事業の開始等)
第十五條 集約酪農地域の区域内に設置されている酪農事業施設につきその事業を開始し、又は当該施設の全部若しくは一部につきその事業を廃止し、若しくは省令で定める一定期間以上継続して休止する者は、省令で定める手続に従い、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(酪農大臣に対する不服の申立)
第十六條 第十二條第一項又は第十四條第一項の規定による都道府県知事の決定に關する処分に対し不服のある者は、当該処分を受けた日から六十日以内に、書面をもつて、当該都道府県知事を経由し、酪農大臣に不服の申立をする事ができる。

(都道府県知事による不服の申立)
第十七條 酪農大臣は、前項の規定による不服の申立があつたときは、不服の申立を受け取つた日から十日以内に、意見書及び関係書類を添へて、これを酪農大臣に送付しなければならない。

(酪農大臣の裁決)
第十八條 酪農大臣は、前条第二項の規定による裁決を行ひ、不服の申立が理由がないと認めるときは、裁決をもつて、これを却下し、不服の申立が理由があると認めるときは、裁決をもつて、都道府県知事の処分を取り消し、又は

知事は、前項の規定による議決をしようとするときは、あらかじめ、協議審議会の意見を問わなければならない。
(手続)
第十八条 前二条に規定する外、本府の申立書に及ぶ議決の手続については、政令で定めらる。

第三章 牛乳等の取引

(契約の文書化)

第十九条 生乳、脱脂乳又はクリーム(以下「生乳等」という。)を継続して供給することを目的とする生乳等の販売に関する契約(以下「生乳等取引契約」という。)については、当事者は、書面によりその存続期間、生乳等の売買価格及び数量、生乳等及びその代金の受渡の方法その他その契約並びにこれに附随する契約の内容を明らかにしなければならない。

2 生乳等取引契約を結び、又はこれを変更した場合においては、当事者は、前項の書面の写(変更の場合には、変更に係る部分の写)を、省令の定めるところにより、都道府県知事に提出しなければならない。但し、農業協同組合とその組合員たる生乳の生産者とが結ぶ生乳等取引契約については、この限りでない。

3 都道府県知事は、前項の規定による書面の提出があつた場合において、生乳等の取引の公正を確保するため必要があると認めるときは、当該契約の当事者に対し、その内容を改

善すべきことを勧告することができる。

(都道府県知事の行い、あつ、旋)

第二十条 生乳等取引契約につき紛争が生じたときは、当事者の双方又は一方は、政令の定めるところにより、都道府県知事に対し、あつ、旋を申請することができる。

第二十一条 都道府県知事は、前条のあつ、旋を、あつ、旋委員により行わなければならない。

2 あつ、旋委員は、都道府県知事が、事件ごとに、第一号に掲げる者の中から各一人及び第二号に掲げる者の中から一人以上を指名する。

一 各当事者の推薦した者
二 学識経験を有する者の中から都道府県知事が毎年前もつて委嘱した公益を代表するあつ、旋委員候補者

第二十二条 あつ、旋委員は、当事者の意見を聞いてその事件の解決に必要な協定案を作成し、これを当事者に示してその受諾を勧告するものとする。

2 あつ、旋委員は、前項の協定案を作成することが著しく困難であるときは、省令で定める手続に従い、農林大臣に対し、助言、資料の提示その他必要な協力を求めることができる。

3 農林大臣は、前項の請求に係る協力をする場合において必要があるときは、酪農審議会の専門委員の中から適当な者を指名し、その

者にその事務を行わせることができる。

4 当事者は、第一項の協定案を受諾したときは、協定書を作成し、その双方が署名押印した上、これをあつ、旋委員に提出しなければならない。

第二十三条 あつ、旋委員は、あつ、旋が終了するとき、又はあつ、旋が成功する見込みがないためこれを打ち切つたときは、その経過及び結果を都道府県知事に報告しなければならない。

第二十四条 都道府県知事は、当事者の一方又は双方が第二十一条第一項の協定案を受諾することを拒否した場合において、生乳等の公正な取引を促進するため必要があると認めるときは、あつ、旋の経過及び協定案を公表することができる。

第四章 雑則

(報告)

第二十五条 農林大臣又は都道府県知事は、この法律を施行するため必要があるときは、生乳の生産者又は乳業事業者若しくは乳業を行う者から必要な報告を求めることができる。

2 農林大臣又は都道府県知事は、生乳等の取引の公正を確保するため必要があるときは、その職員をして生乳の生産者又は乳業事業者若しくは乳業を行う者の事務所、事業所等に立ち入り、業務の状況又は帳簿資料その他必要な物件を検査させることができる。前項の規定による立ち入り検査をする職員は、その身分を証明する証書を携帯し、関係人の要

求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第二項の規定による立ち入りの権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(酪農審議会)

第二十六条 農林省に酪農審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、酪農振興に関する重要事項について、農林大臣の諮問に応じて答申し、又は農林大臣に建議することができる。

3 審議会は、委員十二人以内で組織する。

4 委員は、左に掲げる者につき、農林大臣が任命する。

一 生乳の生産者の団体を代表する者 二人以内
二 乳業を行う者の団体を代表する者 二人以内
三 学識経験を有する者 八人以内

5 審議会に会長を置く。

6 会長は、委員の互選により選任する。

7 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

8 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

9 専門の事項を調査させるために、審議会に、専門委員を置くことができる。専門委員は、学識経験を有する者の中から審議会の推薦に基いて農林大臣が任命する。

10 委員及び専門委員は、非常勤とする。

11 前各項に規定するものを除く外、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第七節

第二十七条 左の各号の一に該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第十二条第一項の規定による承認を受けずに酪農事業施設を新たに設置した者。

二 第十四条第一項の規定による承認を受けずに酪農事業施設につき同項の省令で定める変更をした者。

第二十八条 第二十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の過料に処する。若しくは罰金、若しくは懲役に処する。

第二十九条 第二十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、一万円以下の過料に処する。

附 則
1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六十日を超えない範囲内で、政令で定める。但し、〇第二十七条第一項。
〇第二十九条第三項、第二十三条及び前項の規定の施行期日は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内で、政令で定める。
2 農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

一六

1. *Phragmites australis* (Cav.) Trin. ex Steud.

の二分の一に相当する額又は該額を二分の一に相当する額又は該額に補給の対象となつた貸付金の総額につき年二分五厘の割合で計算した額のいずれか低い額の範囲内とし、同項第五号から第八号までの経費については、当該損失補額の二分の一に相当する額又は

昭和二十九年五月二十九日 衆議院會議第五十七号 日本中央競馬会法案外一件

金の総額につき、漁船に係るものにあつてはその百分の三十、漁網に係るものにあつてはその百分の二十五に相当する額のいずれか低い額の範囲内とする。

(政府への納付金)

第五條 第三項第一項の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、金融機関から同条第二項第二号の契約事項により納付金を受けたときは、その一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならぬ。

2 第三項第一項の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、当該都道府県から補助金の交付を受けた市町村が金融機関から同条第二項第二号の契約事項により納付金を受けたときは、その全部又は一部を当該市町村が都道府県から補助を受けた割合に応じて当該市町村から納付させ、その納付金の全部又は一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならぬ。

(補助金の打ち又は返還)

第六條 政府は、都道府県若しくはその補助を受けた市町村がこの法律若しくはこの法律に基く命令に違反したとき、又は当該都道府県若しくは市町村と第三項第五号から第八号までの契約を結んだ金融機関が同条第二項各号の契約事項に違反したときは、当該都道府県に対し交付すべき補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一

部の返還を命ずることが出来る。
附則、公布の日から施行する。この法律は、

昭和二十九年五月の北海道東南海域暴風雨による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案(内閣提出)に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

〔田口長治郎君登壇〕

○田口長治郎君 たいだいま議題となりました農林省農務局農務課長御取組法の一部を改正する法律案及び昭和二十九年五月の北海道東南海域暴風雨による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案の両案につきまして、その要旨と水産委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、農林省農務局農務課長御取組法の一部を改正する法律案について申し上げます。本案は参議院提出のものであつて、同法における罰則規定が他の漁業関係の法令に比較して重く苛酷に過ぎる感がありますので、均衡上これを一部緩和せんとするものであります。すなわち、本法に違反した者に対し附加刑として漁船等を没収するところを、没収することができると改めようとする等であります。

当委員会においては、昨日提案理由の説明を聴取いたし、ただちに質疑及び討論を省略して採決いたしましたところ、全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました次第であります。次に、昭和二十九年五月の北海道東南海域暴風雨による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案について申し上げます。

去る五月九日夜半から十日にかけて北海道地方に突如発生した大暴風雨雲による被害については十分御承知のことと存じますから省略いたしますが、この重大なる被害の状況にかんがみ、損害を受けた漁業者等に対し農林中央金庫等の金融機関が行う漁船及び漁網の復旧資金の融通について、都道府県等が利子補給及び損失補償を行うときは、国がこれらの経費について補助することにいたしました次第であります。なお、これが復旧資金の総額は八億五千万円を限度とし、一人に対する復旧資金は一千万円以内、償還期限は一年以上五年以内、利率は年六分五厘以内とし、この復旧資金は本年十二月三十一日まで貸し付けたものにいたしてあります。

以上が本案の要旨であります。昨二十八日本委員会に付託せられるや、ただちに政府委員から提案理由の説明を聴取し、格別質疑及び討論もなく、これを省略して採決いたしましたところ、原案通り全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました次第でございます。

以上両案の御報告を終わります。(拍手)
○副議長(原彪君) 両案を一括して採決いたします。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長(原彪君) 御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告の通り可決いたしました。

第四 日本中央競馬会法案(内閣提出)

第五 昭和二十九年四月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案(内閣提出)

○副議長(原彪君) 日程第四、日本中央競馬会法案、日程第五、昭和二十九年四月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案、右両案を一括して議題といたします。委員長報告を求めます。農林委員会理事芳賀君。

日本中央競馬会法案 日本中央競馬会法

目次

- 第一章 総則(第一条―第六条)
- 第二章 管理(第七条―第十九条)
- 第三章 業務(第二十―第二十二條)
- 第四章 会計(第二十三―第三十條)
- 第五章 監督(第三十一―第三十四條)
- 第六章 解散(第三十五條)

第七章 附則(第三十六―第四十條)

附則 第一章 総則

(題旨)

第一条 この法律は、競馬の健全な発展を図つて馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与するため、競馬法(昭和二十三年法律第百五十八号)により競馬を行う団体として設立される日本中央競馬会の組織及び運営について定めるものとする。

(法人格)

第二条 日本中央競馬会(以下「競馬会」という)は、法人とする。

(事務所)

第三条 競馬会は、主たる事務所を東京都に置く。

2 競馬会は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 競馬会の資本金は、競馬会の成立の際現に国営競馬特別会計に属している動産(政令で定めるものを除く)及び不動産の価額の合計額に相当する金額とし、政府がその全額を出資する。

2 前項の財産の評価については、政令で定める。

(登記)

第五条 競馬会は、政令の定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもちて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第六条 競馬会でない者は、日本中央競馬会という名称又はこれに類する名称を用いてはならない。

第二章 管理

(定款)

第七条 競馬会の定款には、左の事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 資本金及び出資に関する規定
- 五 役員の数及び職務の分担に関する規定
- 六 理事会に関する規定
- 七 運営審議会に関する規定
- 八 業務
- 九 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定
- 十 準備金に関する規定
- 十一 事業年度
- 十二 公告の方法

2 定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければならない、その効力を生じない。

(規約)

第八条 競馬会は、定款で定められている事項を除き、左に掲げる事項については、規約で定めなければならない。

- 一 競馬の施行に関する規定
- 二 馬主、馬及び服色の登録に関する規定
- 三 調教師及び騎手の免許に関する規定
- 四 入場料に関する規定
- 五 会計に関する規定
- 六 役員の給与並びに職員の任免及び給与に関する規定

2 競馬会は、規約を定めようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない、これを變更しようとするときも、また同様とする。

(役員)

第九条 競馬会に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事八人以上及び監事三人以内を置く。

(役員の数及び任期)

第十条 理事長は、競馬会を代表し、その業務を総理する。

副理事長は、定款の定めるところにより、競馬会を代表し、理事長を輔佐して競馬会の事務を掌理し、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、その職務を代行する。

理事は、定款の定めるところにより、競馬会を代表し、理事長及び副理事長を輔佐して競馬会の事務を掌理し、理事長及び副理事長がともに欠けたとき又は事故があるときは、理事長の職務を代行する。

監事は、競馬会の業務を監査する。

(役員任期)

第十一条 理事長、副理事長及び監事は、農林大臣が任命する。

第十二条 理事長、副理事長、理事及び監事の任期は、三年以内において定款で定める。

第十三条 理事長、副理事長、理事及び監事は、再任されることができる。

3 理事長、副理事長、理事又は監事が欠けたときは、選滞ない、補欠の役員を任命しなければならない。補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員欠格事項)

第十三条 左の各号の一に該当する者は、理事長、副理事長、理事又は監事となることができない。

- 一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者
- 二 懲役又は禁錮に処せられた者
- 三 旧競馬法(大正十二年法律第四十七号)、旧地方競馬法(昭和二十一年法律第五十七号)又は競馬法に違反して罰金に処せられた者
- 四 国務大臣、国会議員、政府職員(国家人事委員会の指定する非常勤の職員を除く)又は地方公共団体の議会の議員
- 五 政党の役員(任命の日以前一年間においてこれを該当した者を含む)
- 六 競馬会に対する物品の売買、施設の提供若しくは工事の請負を業とする者又はこれらの者が法人であるときは、その役員若しくはいかなる名称によるかを問わず役員と同等以上の職権若しくは支配力を有する者(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む)

第十四条 理事長、副理事長、理事及び監事は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第十五条 競馬会と理事長、副理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が競馬会を代表する。

(理事会)

第十六条 左に掲げる事項は、理事長、副理事長及び理事をもって構成する理事会の議決を経なければならない。

- 一 収支予算及び事業計画
- 二 収支決算
- 三 定款の変更
- 四 規約の設定及び変更

(運営審議会)

第十七条 競馬会に、運営審議会を置く。

第十八条 運営審議会は、理事長の諮問に依り、競馬会の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

第十九条 理事長は、前条に掲げる事項については、同条の議決前に、運営審議会の意見を聞かなければならない。

第二十条 運営審議会は、競馬会の業務の運営につき、理事長に対して意見を述べることができる。

第二十一条 運営審議会は、委員二十人組織とする。

第二十二条 運営審議会の委員は、左に掲げる者のうちから、農林大臣が任命する。

- 一 競馬会が行う競馬に関係する馬主
- 二 競走馬の生産者
- 三 学識経験を有する者

3 第十二条の規定は、運営審議会の委員について準用する。この場合において、同条第一項中「三年以内」とあるのは、「二年以内」と読み替えるものとする。

(民法の準用)

第十九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、競馬会に準用する。

第三章 業務

(業務の範囲)

第二十条 競馬会は、第一条に掲げる目的を達成するため、左の業務を行う。

- 一 競馬を開催すること。
- 二 馬主、馬及び服色を登録すること。
- 三 調教師及び騎手を免許すること。

第二十一条 競馬会は、前項に掲げる業務の外、左の業務を行うことができる。

- 一 競走馬を育成すること。
- 二 騎手を養成し、又は訓練すること。
- 三 その他競馬の健全な発展を図るために必要な業務

(事業計画)

第二十二条 競馬会は、省令の定めるところにより、事業計画を作成し、農林大臣に提出してその認可を受けなければならない。

第二十三条 競馬会は、前項の認可を受けた事業計画を変更しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

昭和二十九年五月二十九日 衆議院會議第五十七号 日本中央競馬会法案外一件

(事業年度)

第二十二條 競馬会は、毎事業年度、毎年一月一日から十二月三十一日までとする。

第四章 会計

(予算)

第二十三條 競馬会は、毎事業年度、省令の定めるところにより、収入及び支出の予算を定めてこれを当該事業年度の開始前に農林大臣に提出し、その認可を受けなければならない。

2 競馬会は、前項の認可を受けた予算を変更しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

(借入金)

第二十四條 競馬会は、借入金をしようとするときは、農林大臣の許可を受けなければならない。

(余剰金の運用)

第二十五條 競馬会は、左に掲げる方法以外の方法によつて業務上の余剰金を運用しようとするときは、農林大臣の許可を受けなければならない。

一 金融機関への預金

二 国債その他省令で定める有価証券の保有

(財産の処分等の制限)

第二十六條 競馬会は、農林大臣の許可を受けなければ、その所有する不動産を譲渡し、交換し、又は担保に供してはならない。

(国庫納付金)

第二十七條 競馬会は、政令の定めるところにより、競馬法第五条の規定により発行する勝馬投票券の発売金額から同法第十二条第五項

の規定により返還すべき金額を控除した残額の百分の十に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

2 競馬会は、毎事業年度、政令の定めるところにより、剰余金の二分の一に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

(損失、心補準備金)

第二十八條 競馬会は、政令で定める額に達するまでは、毎事業年度、剰余金の十分の一以上を損失、心補準備金として積み立てなければならない。

2 前項の準備金は、損失の心補に充てる場合を除いては、取りくずしてはならない。

(特別積立金)

第二十九條 競馬会は、第二十七條第二項の規定による納付及び前条第一項の規定による積立をしてなお剰余があるときは、すべてこれを特別積立金として積み立てなければならない。

2 前項の特別積立金の処分については、政令で定める。

(収支決算書等の提出)

第三十條 競馬会は、毎事業年度の収支決算書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれらに関する説明書を作成し、当該事業年度経過後二月以内に、農林大臣に提出しなければならない。

第五章 監督

第三十一條 競馬会は、農林大臣の監督する。

2 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるとき

は、競馬会に対し業務に関し監督上必要な命令をすることができ

(理事会への出席等)

第三十二條 競馬会の監督に関する事務をつかさどる農林省の職員であつて農林大臣の指定したものは、競馬会の理事会その他の会議に出席して意見を述べることができ

(役員等の解任)

第三十三條 農林大臣は、競馬会の役員が第十三条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2 農林大臣は、競馬会の役員が左の各号の一に該当するに至つたときは、これを解任することができ

一 この法律若しくはこの法律に基く命令の規定又はこれらの法令に基いてする農林大臣の命令に違反したとき。

二 心身の故障により職務を執ることができないとき。

三 前二号に掲げる場合の外、競馬会の役員として不適当と認められるとき。

3 前項の規定は、運営審議会の委員の解任について準用する。

(報告及び検査)

第三十四條 農林大臣は、必要があると認めるときは、競馬会に対し報告をさせ、又はその職員にその事務所若しくは競馬場その他の施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六章 解散

(解散)

第三十五條 競馬会の解散については、別に法律で定める。

第七章 罰則

第三十六條 競馬会の役員又は職員が、その職務に関して、賄賂を受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処す。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処す。

2 前項の場合において、收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第三十七條 前条第一項に規定する賄賂を供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二十五万円以下の罰金に処す。

第三十八條 第三十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは進んだ場合には、その行為をした競馬会の役員又は職員を三万円以下の罰金に処す。

第三十九條 左の場合には、その違反行為をした競馬会の役員又は職員を三万円以下の過料に処す。

一 この法律により農林大臣の認可又は許可を受けなければならない場合において、その認可又は許可を受けなかつたとき。

二 第五條第一項の規定に違反して登記することを怠り、又は不実の登記をしたとき。

三 第二十条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十一條第二項の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

第四十條 第六條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処す。

員を三万円以下の過料に処す。

一 この法律により農林大臣の認可又は許可を受けなければならない場合において、その認可又は許可を受けなかつたとき。

二 第五條第一項の規定に違反して登記することを怠り、又は不実の登記をしたとき。

三 第二十条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十一條第二項の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十年三月三十一日以前において政令で定める日から施行する。但し、次項から附則第五項までの規定は、公布の日から施行する。

(競馬会の設立)

2 農林大臣は、設立委員を命じて、競馬会の設立に関する事務を処理させる。

3 設立委員は、定款並びに最初の事業年度の収支予算及び事業計画を作成し、これを農林大臣に提出して設立の認可を申請しなければならない。

4 農林大臣は、競馬会の設立前に、競馬会の理事長を任命する。

5 附則第三項の認可があつたときは、設立委員は、遅滞なく、その事務を理事長に引き継ぐとともにその旨を農林大臣に報告しなければならない。

- 6 理事長は、前項の規定による事務の引継を受けたときは、政令の定めるところにより、設立の登記の申請をしなければならぬ。
- 7 競馬会は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることにより、成立する。
- 8 第四條第一項に規定する動産及び不動産は、競馬会が、その成立の時に政府の国営競馬特別会計から承継するものとし、その承継があつたときは、同項の規定による政府の出資があつたものとする。
- 9 前項の規定による国営競馬特別会計からの不動産の承継による所有権の取得の登記については、登録税を課さない。
- 10 競馬法の一部改正
(競馬法の一部改正)
本則中「政府」を「日本中央競馬会」に改め、「国営競馬」を「中央競馬」に改める。
第四條を次のように改める。
第四條 削除
第十八條中「省令で定める」を「農林大臣の認可を受けて定める」に改める。
第十八條の次に次の一條を加える。
- (中央競馬の停止)
第十八條の二 農林大臣は、日本中央競馬会が、この法律又はこの法律に基いて発する命令に違反して中央競馬を行つた場合には、日本中央競馬会に対し、中央競馬の停止を命ずることができ、同法第七條第一項中「地方競馬の監督」とあるのは、「中央競馬及び地方競馬の監督」と読み替へるものとする。
- (秩序の維持等)
第二十四條 競馬場内の秩序を維持し、その他競馬の公正を確保するため必要な事項は、政令で定める。
- 第二十九條中第二号から第五号までを順次一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。
二 日本中央競馬会の役員及び職員にあつては、中央競馬の競走について
- (経過規定)
11 この法律の施行の際現に改正前の競馬法第十三條から第十五條までの規定により受けている登録は、改正後の同法の相当規定に基いて受けたものとみなす。
12 この法律の施行の際現に改正前の競馬法第十六條の規定により受けている免許は、その有効期間中は、改正後の同法の相当規定に基いて受けたものとみなす。
13 附則第十項の規定による競馬法の改正前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- (国営競馬特別会計の特例)
14 昭和二十九年度における国営競馬特別会計法(昭和二十四年法律第四十二号)の規定の適用については、同法第六條に規定するもの外、同法第七條の規定による競馬会からの国庫納付金をもつて国営競馬特別会計の業務勘定の歳入とし、中央競馬の監督に要する経費をもつて同勘定の歳出とするものとし、同法第七條第一項中「地方競馬の監督」とあるのは、「中央競馬及び地方競馬の監督」と読み替へるものとする。
- (所得税法の一部改正)
15 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
第三條第十号中「及び就労復旧事業団」を、「就労復旧事業団及び日本中央競馬会」に改める。
(法人税法の一部改正)
16 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。
第四條第四号中「及び日本放送協会」を、「日本放送協会及び日本中央競馬会」に改める。
(登録税法の一部改正)
17 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
第十九條第七号中「日本放送協会」の下に「日本中央競馬会」を、「放送法」の下に「日本中央競馬会法」を加える。
(地方税法の一部改正)
18 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。
第八十條第一項第三号中「及び日本放送協会」を、「日本放送協会及び日本中央競馬会」に改め、第百十一條の七に次の一号を加える。
十二 日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第一号)附則第八項の規定により日本中央競馬会が国から不動産を承継する場合における当該不動産の取得
- (国家行政組織法の一部改正)
19 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。
別表第二の農林省の項中「畜産局一課馬部を削る。
(行政機関職員定員法の一部改正)
20 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。
第二條第一項の表の農林省の項中「二、三、七、四二八」を「二、三、七、八」に、「七、一、三八四八」を「七、一、九一八」に改め、同表の合計の項中「六、三三、〇四九八」を「六、三二、五八四八」に改める。
(農林省設置法の一部改正)
21 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。
第三條第十号を次のように改める。
十 中央競馬及び地方競馬を監督すること。
第四條中第三十九号及び第四十号を次のように改める。
三十九 獣医師及び接骨師の免許を掌すること。
四十 日本中央競馬会に対し、中央競馬の停止を命じ、その他これを監督すること。
第五條第二項中「畜産局に競馬部」を削る。
第十一條第一項第十一号を次のように改め、同條第二項を削る。
- 十一 中央競馬及び地方競馬の指導監督を行うこと。
第十三條中「競馬事務所」を削る。
第三十條を次のように改める。
第三十條 削除
- 日本中央競馬会法案に対する修正
日本中央競馬会法案に対する修正
日本中央競馬会法案の一部を次のように修正する。
目次中「第六章 解散(第三十五條)」を「第六章 雑則(第三十五條・第三十六條)」に、「第三十六條」を「第四十條」を「第三十七條」第四十一條に改める。
第十三條第四号中「議会の議員を」を「議会の議員(任命の日以前一年間においてこれに該当した者を含む)」に改め、同條中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。
六 競馬会が行う競馬に関係する馬主
第十八條第二項第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。
三 競馬会が行う競馬に関係する調教師及び騎手を代表する者
第二十條第二項第三号中「競馬」の下に「馬術競技を含む」を加える。
第二十七條第一項中「百分の十」を「百分の十一」に改める。
第三十五條の前の「第六章 解散」を「第六章 雑則」に改め、第三十六條を第三十七條とし、以下一條ずつ

昭和二十九年五月二十九日 衆議院會議第五十七号 日本中央競馬会法案外一件

繰り下げ、第六章第三十五条の次に次の一条を加える。

(国庫納付金の畜産業振興費等の充當)

第三十六条 政府は、第二十七条の規定による国庫納付金の額に相当する金額を、有畜農家創設特別措置法(昭和二十八年法律第二百六十号)第四条及び畜産振興法(昭和二十九年法律第 号)第八条第一項の国の補助のための経費、馬の伝染性貧血症の試験研究施設に要する経費その他畜産業の振興のために必要な経費並びに民間の社会福祉事業(公の支配に属しないものを除く)の振興のために必要な経費に充てなければならない。

この場合において、社会福祉事業の振興のために必要な経費に充てる金額は、国庫納付金の額のおおむね四分の一に相当する金額とする。

2 前項の規定の適用については、金額の算出は、各年度において、その年度の予算金額によるものとする。

附則第九項中「前項」を「附則第八項に、附則第十三項中「第十項」を「第十二項に改め、附則第九項を附則第十一項とし、以下附則第十七項まで二項ずつ繰り下げ、附則第八項の次に次の二項を加える。

(第十三条の特例)

9 この法律の公布の際現に国営競馬の事務に従事する政府職員は、第十三条第四号の退職から任命までの期間に関する制限にかかわらず、競馬会の設立当初の役員となることができる。

(第二十七条の特例)

10 この法律施行後一年以内に開催される競馬(一回の競馬の開催期間がこの法律の施行後一年を経過した日以後にわたる場合には、当該開催期間の終了までのものを含む)に対する第二十七条第一項の規定の適用については、同項中「百分の十二」とあるのは「百分の十・五」と読み替えるものとする。

附則第十九項を附則第二十一項とし、以下二項ずつ繰り下げ、附則第十八項を次のように改める。

(地方税法の一部改正)

20 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「及び日本放送協会」を「日本放送協会及び日本中央競馬会」に改める。

第七十三条の七に次の一号を加える。

十三 日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第 号)附則第八項の規定により日本中央競馬会が国から不動産を承継する場合における当該不動産の取得

第三百四十八条第二項に次の一号を加える。

十七 日本中央競馬会が直接その事業の用に供する固定資産に関する報告書

(最終号の附録に掲載)

昭和二十九年四月における凍害害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案

昭和二十九年四月における凍害害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、昭和二十九年四月における凍害害によつて損失を受けた農業者に対する資金の融通を四滑にする措置を講じて、その経営の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「被害農家」とは、農業を主たる業務とする者であつて、昭和二十九年四月における凍害害(以下「凍害害」という)による春蚕繭又は農作物の減収が平年における春蚕繭又は当該農作物の収獲量の百分の三十以上であり、且つ、凍害害による繭及び農作物の減収による損失額がその者の平年における農業による総収入額の百分の十以上である旨の市町村長(全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては、組合管理者。次項において同じ)の認定を受けたものをいう。

2 この法律において「営農資金」とは、農業協同組合又は金融機関が、被害農家に対し、肥料、薬剤等の購入資金その他農業経営に必要な資金として、市町村長が認定する損失額を基準として政令の定めるところにより算出される額の範囲内において、償還期限二年(政令で定める場合は三年)以内及び利率年六分五厘以内の条件で昭和二十九年九月三十日までに貸し付けられるものをいう。

(国庫補助)

第三条 政府は、都道府県に対し、予算の範囲内で左に掲げる経費の全部又は一部を補助する。

一 都道府県が、農業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関に対しその貸し付けた営農資金(営農協同組合が農業協同組合連合会又は農林中央金庫から借入れた資金をもつて貸し付けたものを除く。第三号、第五号及び第七号において同じ)につき利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費

二 都道府県が、農業協同組合連合会又は農林中央金庫との契約により、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫が、営農資金を貸し付けようとする農業協同組合に対し当該資金に充てたるために貸し付けた資金につき、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫に對し利子補給を行つ場合における当該利子補給に要する経費

三 市町村が、農業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関に対し、その貸し付けた営農資金につき利子補給を行うのに要する経費の全部又は一部を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

四 市町村が、農業協同組合連合会又は農林中央金庫との契約により、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫が、営農資金を貸し付けようとする農業協同組合に対し当該資金に充てたるために貸し付けた資金につき、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫に對し利子補給を行つ場合における当該利子補給に要する経費

10111

又は農林中央金庫が、営農資金を貸し付けようとする農業協同組合に對し当該資金に充てたるために貸し付けた資金につき、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫に對し利子補給を行つ場合に要する経費の全部又は一部を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

五 市町村が、農業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関が営農資金を貸し付けたことによつて受けた損失をこれに對し補償するのに要する経費の四分の三以内を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

六 市町村が、農業協同組合連合会又は農林中央金庫との契約により、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫が、営農資金を貸し付けようとする農業協同組合に對し当該資金に充てたるために貸し付けた資金につき、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫に對し利子補給を行つ場合に要する経費の四分の三以内を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

七 都道府県が、農業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関が営農資金を貸し付けたことによつて受けた損失を、農林大臣の承認を得て、当該金融機関に對し補償する場合における当該損失補償に要する経費

八 都道府県が、農業協同組合連合会又は農林中央金庫との契約

昭和二十九年五月二十九日 衆議院會議録第五十七号 日本中央競馬会法案外件

により、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫が、営農資金を貸し付けようとする農業協同組合に対し当該資金に充てるための資金を貸し付けたことによつて受けた損失を、農林大臣の承認を得て、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫に対し補償する場合における当該損失補償に要する経費

2 前項第五号から第八号までの契約には、左の各号の事項を含まなければならない。

一 当該契約の当事者である農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫その他の金融機関（以下「融資機関」という。）は、当該契約により損失補償を受けた後も、善良な管理者の注意をもつて当該融資に係る債権の回収に努めなければならないこと。

二 融資機関は、当該契約により損失補償を受けた後に当該融資に係る債権の回収によつて得た金額のうち、債権行使のために必要とした費用を控除し、残額があるときは、これを当該融資について損失補償を受けない損失のてん補に充当し、なお残額があるときは、当該契約により都道府県又は市町村から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を当該都道府県又は当該市町村に納付しなければならないこと。

3 第一項第五号から第八号までの損失は、融資元本の償還期限到来後三月を経過してなお元本又は利

子（政令で定める遅延利子を含む。）の全部又は一部が回収されなかつた場合又はその回収されなかつた金額とする。

第四條 前条第一項の規定により政府が都道府県に対し補助する場合における当該補助に係る同項各号の営農資金の総額は、三億円を限度とする。

2 前条第一項の規定により政府が都道府県に対して交付する補助金は、同項第一号から第四号までの経費については、当該利子補給額の二分の一に相当する額又は当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年二分五厘（政令で定める場合は年三分）の割合で計算した額のいずれか低い額の範囲内とし、同条第五号から第七号までの経費については、当該損失補償額の二分の一に相当する額又は当該損失補償の対象となつた貸付金の総額の百分の二十に相当する額のいずれか低い額の範囲内とする。

（政府への納付金）

第五條 第三條第一項の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、融資機関から同条第二項第二号の契約事項による納付金を受けるときは、その一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

2 第三條第一項の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、当該都道府県から補助金の交付を受けた市町村が融資機関から同条第二項第二号の契約事項によつて納

付金を受けたときは、その全部又は一部を当該市町村が都道府県から補助を受けた割合に応じて当該市町村から納付させ、その納付金の全部又は一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

第六條 政府は、都道府県若しくはその補助を受けた市町村がこの法律又はこの法律に基く命令に違反したとき、又は当該都道府県若しくは市町村と第三條第五号から第八号までの契約を結んだ融資機関が同条第二項各号の契約事項に違反したときは、当該都道府県に対し交付すべき補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法（昭和二十八年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二條 次の一項を加える。

被害農家で、昭和二十九年四月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法（昭和二十九年法律第 号）第二條第一項の被害農家にも該当することとなつたものが貸付を受けている営農資金のうち政令で定める額の範囲内の金額については、昭和二十九年九月三十日まで、昭和二十九年九月三十日まで、そ

の償還期限を二年をこえ三年以内（前項の政令で定める場合は三年をこえ四年以内）とする旨の貸付条件の変更があつた場合にも、なおこれを営農資金とみなす。

昭和二十九年四月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案に対する修正案

昭和二十九年四月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案に対する修正案

昭和二十九年四月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案に於ける修正案

昭和二十九年四月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案に於ける修正案

題名中「四月における凍霜害」を「四月及び五月における凍霜害等」に改める。

「四月及び五月における凍霜害等」に改める。

「四月及び五月における凍霜害等」に改める。

第一條中「四月における凍霜害」を「四月及び五月における凍霜害並びに同年五月における風雪害及びひょう害」に改める。

第二條第一項中「四月における凍霜害（以下「凍霜害」という。）を「四月及び五月における凍霜害並びに同年五月における風雪害及びひょう害（以下「凍霜害等」という。）に、凍霜害による凍及び雪、凍霜害等による凍及び雪に改め、百分の十以上である旨の下に又は風雪害によつて損失を受けた農業者にあつてはその耕作上の損失額がその者の平年における農業による総収入額の百分の十以上である旨」を加える。

第四條第一項中「三億円」を「四億五千万円」に改める。

附則第二項中「四月における凍霜害」を「四月及び五月における凍霜害等」に改める。

昭和二十九年四月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案（内閣提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔芳賀貢君登壇〕

○芳賀貢君 たい、議題と相なりました内閣提出、日本中央競馬会法案、同じく昭和二十九年四月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案につきまして、農林委員会におきまして審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まず、日本中央競馬会法案について申し上げます。

御承知のごとく、戦前におきましては、中央の競馬は特別法人日本競馬会が施行いたしており、戦時中は中止して行いましたが、昭和二十三年現行競馬法の制定を見、日本競馬会の行つておりました競馬事業並びにその一切の資産及び負債は国がこれを引継ぐことにより国営競馬制度が発足いたし、今日に至つたのであります。しかし、かかる国営競馬の形態は世界にほとんどその例を見ない特異のものであり、かかる制度の出現を見ましたのは、まったく当時の特殊な政治情勢によるものであります。従いまして、現行競馬法の中にも、近き将来これが改廃措置

昭和二十九年五月二十九日 衆議院會議録第五十七号 日本中央競馬会法案外一件

をとるべきものであるという意味の規定が掲げられておるような次第であります。このため、政府といたしまして、一昨昭和二十七年六月競馬制度審議委員会を設置され、研究を進められて参つたのでありますが、さらに行政簡素化の要請をも織り込み、成案を得て、ここに日本中央競馬会法案として提出されたのであります。

次に、内容の要旨を御説明申し上げますと、次の諸点であらうと存じます。

第一は、日本中央競馬会を設立いたし、これに公社に準ずる性格を与え、現在政府が国営競馬特別会計をもつて経営しております国営競馬事業の一切を一応そのまゝの形で引継がせて施行せしめることとしたし、またその役員

の選任や欠格事項、収支予算、事業計画に対する国の関与、資本金に対する国の全額出資等、必要な規定をいたしておることとあります。

第二は、競馬会の会計経理に関する規定でありまして、その収支予算及び事業計画は農林大臣の認可を要することとしたしておるほか、借入金金の借入れ、余裕金の運用にも一定の制限を付し、また競馬による収益の一定部分を国庫に納付させること。さらに事業年度末に決算上剰金が生じた場合は、その一部を国庫に納付させるほか、残余をもすべて積み立てて、その任意の処分を制限いたしましたこと。

第三は、現在国営競馬特別会計に所属しております財産の大部分は、政府が契約により日本競馬会から無償で継承した資産であります等の経緯もありますので、一部例外的なものを除きまします。全部現物出資して日本中央競馬会に引渡すこととしたしております。

第四は、日本中央競馬会の適正なる運営を期するため農林大臣が監督を行いますほか、会計経理につきましましては、会計検査院が検査することとしたしております。

第五に、本法施行に伴い、農林省の競馬事務所を廃止いたします。なおその職員は、いずれも競馬の業務に関する専門家でありますので、その大部分は競馬会に吸収されることと思ひます。

以上が、本法案の概要であります。本法案は去る三月三十日付託と相なり、三十一日平野農林政務次官から提案理由を聴取の上、審議に付し、爾来昨二十八日まで、政府側との質疑により、また関係資料の提出を求めます等、あらゆる見地から約二箇月の慎重なる検討をいたして参り、この間各委員から活発な御発言がございましたが、詳細は速記録についてごらんを願ひたいと存じます。

昨日質疑を終局、次いで社会党中村委員、改進黨吉川委員からそれぞれ修正案の提出がございました。

中村委員提出の修正案の要旨は、第一点、役員欠格事項に関する修正であります。国務大臣、国会議員、政府職員または地方公共団体の議会の議員は、任命の日以前一年間においてこれらに該当した場合をも含んで、競馬会の役員となることができないものとすること、及び競馬会が行う競馬に係する馬主を役員欠格事項とするものと、但しこの法律公布の際現に国営競馬の事務に従事する政府職員は、職後一年を経過していない場合においても、設立当初の競馬会の役員となる

ことが出来るものとする。第二点、運営審議会の委員に競馬会が行う競馬に係する調教師及び騎手を代表する者を加へること。第三点、競馬会の行う任意業務の範囲の規定中、その他競馬の健全なる発展をはかるため必要な業務には、馬術競技の発展をはかるため必要な業務を包含する旨を明記すること。第四点、競馬会が納付する国庫納付金の競馬投票券の売得金に対する割合を百分の十から百分の十一に引上げること。但しこの法律施行後一年間に限り国庫納付金の率は百分の十五にすること。第五点、国庫納付金を有畜農家創設特別措置法及び酪農振興法に基く国の助成施設、馬の伝染性貧血症の試験研究施設、その他畜産業の振興のために必要な経費並びに民間社会福祉事業の振興に必要な経費に充

当しなればならないものとする。こととし、この場合において社会福祉事業の振興に必要な経費に充てる金額は納付金のおおむね四分の一とする。第六点、競馬会が直接その事業の用に供する固定資産については、固定資産税を非課税とすること等であります。また、吉川委員提出の修正案は、中村委員の修正案を前提としたし、さらに次の諸点につき修正いたそうとするものであります。すなわち、理事八人以上とありますのを、常務理事四人、理事四人以内と改め、役員として兼職禁止の適用を受けるのは常務理事に限ることとし、また役員欠格事項中の政府職員につきましましては、これを競馬監督の立場にある政府職員に改めることとするのであります。

次に討論に移り、社会党井手委員から、中村委員提出の修正案のごとく修正することに賛意を表されました。以上をもつて討論を終り、ただちに採決に入り、まず中村委員提出の修正案について採決の結果、全会一致をもつて可決、次いで吉川委員提出の修正案については、採決の結果、少数をもつて否決されました。続いて、可決された修正部分を除く原案について採決いたしました結果、全会一致をもつて可決、よつて本法案は中村委員提出の修正案のごとく修正議決すべきものと決しました。

次に、自由党佐藤洋之助委員から、日本中央競馬会は、経理の厳正を期し、役員報酬等経費の節減に努めるとともに、調教師騎手等の待遇改善、生活安定に關し特段の措置を講ずべきである。との附帯決議が提出され、採決の結果、これまた可決いたしました。

次に、昭和二十九年四月における凍害省の被害農家に対する資金の融通に關する特別措置法案について申し上げます。

昨昭和二十八年四月及び五月に激烈な凍害による被害をこうむり、十六国会におきましてこれら被害農家に対する貸付資金融通等の措置を講じて参りましたが、本年もまた、去る四月二十一日及び二十八日の兩回にわたり、北関東、中部及び九州の一部に凍害の被害がございました。全般的な被害状況から見ますれば、昨年のそれよりも軽度のものであります。部分的には相当の被害を生じ、かつまた昨年凍害害、冷害または風水害をこうむりました地域に、さらにこのたびの被害が相重なり、被害農家の経営に及ぼした影響は軽視すべからざるものがございます。従いまして、政府におきまして、昨年とりました措置にならぬ、速急に対策を講じまして、これら被害農家の経営の安定をはかることとしたし、ここに本法案を提出されたのであります。

次に、本法案の要旨を申し上げますと、第一点は、今次の凍害省により平

ら

年作に比して三割以上の被害をこうむり、かつその被害がその農家の通常の農業総収入額の一割以上であるものに對し、期限二箇年、年利六分五厘以内で、農林中央金庫、都道府県信連、農業協同組合その他金融機関が貸付資金の融通を行い、かつその場合、その金融機関に對して都道府県及び市町村において年五分以内の利子の補給及び融通額に對して四割以内の損失補償を行つた場合、國が融資総額三億円の範圍内で当該利子補給金または損失補償費の二分の一を都道府県に對して補助すること、第二点は、昨年の凍害による被害農家で借付資金の貸付を受ける者が再び本年の凍害の被害をこうむつた場合、昨年借り入れた資金の一部につき一年以内償還期限を延長することができるよう措置したことでありました。

本法案は去る二十六日付託と相なり、同日保利農林大臣より提案理由の説明を聴取の上、委員会の審議に付しました。

次いで、昨二十八日改進黨金子委員から修正案の提出がありました。その要旨は、五月における凍害並びに北海道、東北等の風雪害及び雹害による被害農家に對しても資金を融通することとし、またそのため資金を四億五千万円に増額することでありました。

次いで、討論を省略、修正案並びに原案について採決の結果、全会一致をもつて本法案は金子委員提出の修正案

のごとく修正すべきものと決しました。

以上をもちまして御報告を終ります。(拍手)

○副議長(原彪君) 両案を一括して採決いたします。議案の委員長の報告はいずれも修正であります。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(原彪君) 御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告の通り決しました。

○荒船清十郎君 日程第六は延期せられんことを望みます。

○副議長(原彪君) 荒船君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(原彪君) 御異議なしと認めます。よつて日程第六は延期するに決しました。

諸顧日程 秋田県に對する薪炭手当制度に關する諸顧外千七百九十四諸顧

○副議長(原彪君) 本日の日程に掲載された諸顧を一括して議題といたします。

秋田県に對する薪炭手当制度に關する諸顧外千七百九十四諸顧に關する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

○副議長(原彪君) 各諸顧は委員長の報告を省略して採決することとし、同種の議案議決の結果採決とみなすものの整理については議長に一任するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(原彪君) 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

奄美群島復興特別措置法案(保岡武久君外二十四名提出)

○荒船清十郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、保岡武久君外二十四名提出、奄美群島復興特別措置法案を議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(原彪君) 荒船君提出の動議を採決いたします。荒船君提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(原彪君) 起立多数。よつて荒船君の動議は可決されました。

奄美群島復興特別措置法案を議題といたします。委員長長の報告を求めます。地方行政委員長中井一夫君。

奄美群島復興特別措置法案

奄美群島復興特別措置法案

(目的)

第一条 この法律は、鹿児島県大島郡の区域で北緯二十九度以南にある地域(以下「奄美群島」という。)の復興に伴ひ同地域の特殊事情にかんがみ、その急速な復興を図るとともに住民の生活の安定に資するため、特別措置としての総合的な復興計画(以下「復興計画」という。)を策定し、及びこれに基づく事業を実施することとする。

(復興計画の内容)

第二条 復興計画は、左に掲げる事業につき定めるものとする。

一 公共土木施設の整備事業

二 土地改良事業及び林業施設の整備事業

三 つむぎの生産、製糖、水産等の主要産業の復興事業

四 文教施設の整備事業

五 保健、衛生及び社会福祉施設の整備事業

六 電力、航路及び通信施設の整備事業

七 はぶの類及び病害虫の駆除事業

八 前各号に掲げるものの外、奄美群島の復興に關し必要な事業

2 前項の復興計画は、おおむね五箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならぬ。

3 第一項の復興計画には、道路整備費の財源等に関する臨時措置法(昭和二十六年法律第七十三号)第二一条の規定による道路整備五箇年計画に基づく道路の建設その他の建築及び修繕は、含まれないものとする。

(復興計画の決定及び変更)

第三条 鹿児島県知事は、復興計画の案を作成し、内閣総理大臣に提出するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の復興計画の案に基づき、奄美群島復興審議会の審議を経て、復興計画を決定する。

3 前項の復興計画の決定は、昭和二十九年十月三十一日までにするものとする。

4 復興計画が決定された後、特別の必要が生じた場合においては、第一項及び第二項の例により、復興計画を変更することができる。

5 内閣総理大臣は、復興計画を決定し、又は変更したときは、これを鹿児島県知事に通知するものとする。

6 鹿児島県知事は、復興計画の案を作成する場合においては、公立の文教施設の整備事業については、あらかじめ県の教育委員会から提出された当該事業に關する経費の案に基づいて、これと協議して定めるようにしなければならない。

(年度実施計画の設定)

第四条 鹿児島県知事は、毎年度、その年度開始前までに、復興計画に基づき、これを実施するために必要な当該年度の復興実施計画を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ奄美群島復興審議会の意見を聞くなければならない。

昭和二十九年五月二十九日 衆議院會議第五十七号 奄美群島復興特別措置法案

一〇二六

3 前条第六項の規定は、第一項の規定により当該年度の復興実施計画を作成する場合に準用する。

(事業の実施)

第五條 復興計画に基づく事業のうち、別表第一に掲げるものは、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、鹿児島県知事が実施する。

2 復興計画に基づく事業のうち、前項に掲げるものの以外のもは、当該事業に関する法令に定めるところにより、当該事業に関する法令に定めるところにより、復興計画の定めるところにより、県又は市町村その他の者が実施する。

3 港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二項第二項の重要港灣については、復興計画の定めるところにより、国は、第一項の規定にかかわらず、同法の規定に従い港灣工事を行うことができる。

(経費の支弁及び特別の助成)

第六條 復興計画に基づく事業のうち、別表第一に掲げるものに要する経費は、予算の範囲内で、国が支弁する。

2 復興計画に基づく事業のうち、別表第二に掲げるものに要する経費については、国は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、県又は市町村その他の者に対して、予算の範囲内で、それぞれ同表に

掲げる割合により、その一部を負担し、又は補助するものとする。

3 国は、左に掲げる復興計画に基づく事業で内閣総理大臣が主務大臣と協議して指定するものに要する経費については、県又は市町村その他の者に対して、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。

一 奄美群島における産業復興のため必要な試験研究施設の整備事業

二 本土と奄美群島及び奄美群島内の各島を連絡するための地方公共団体の船舶及び通信施設の整備事業

三 はぶの類及び病害虫の駆除に必要な事業

四 水産、亜熱帯性農林作物の生産及び養蚕の振興に関し必要な事業

五 前各号に掲げるものの外、奄美群島における民生安定のため必要な産業の復興に関する事業

4 国は、復興計画に基づく事業を実施する県が、復興計画の定めるところにより、左の各号に掲げる事業を行う者に対し資金を貸し付けるときは、その県に対し、当該貸付金額の十分の八に相当する金額の範囲内において、資金を貸し付けることができる。

一 電気事業

二 つむぎの生産事業

三 製糖事業

四 水産業

5 第二項及び第三項に掲げる事業並びに前項に規定する資金の貸付に要する経費に関する経理については、当該地方公共団体は、これを他の経理と分別しなければならぬ。

(奄美群島復興審議会の設置及び権限)

第七條 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項その他奄美群島の復興に関する重要事項を調査審議するために、総理府に奄美群島復興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、奄美群島の復興に関する重要事項につき、内閣総理大臣に対し意見を申し出ることができる。

(審議会の組織等)

第八條 審議会は、関係行政機関の職員、鹿児島県知事、鹿児島県議会議長及び学識経験のある者につき、内閣総理大臣が任命する委員二十人以内で組織する。

2 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理する。

4 委員は、非常勤とする。

5 前各項に定めるものの外、審議会の議事、運営その他審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

(指揮監督)

第九條 内閣総理大臣は、復興計画に基づく事業の実施について、総合調整を行うとともに、これらの事業を実施する地方公共団体の長その他の機関又はその他の者を指揮監督する。

2 鹿児島県知事は、復興計画に基づく事業の実施について、これらの事業を実施する市町村の長その他の機関又はその他の者を指揮監督する。この場合において、公立の文教施設の整備事業の実施に関する指揮監督については、鹿児島県知事は、あらかじめ県の教育委員会と協議しなければならない。

3 前二項の規定は、当該事業の実施について、主務大臣又は県の教育委員会の関係法令の規定による指揮監督の権限の行使を妨げるものではない。

(地方事務官等)

第十條 奄美群島において復興計画の実施の事務に従事する県の職員は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十二条、第七十三条及び第七十五条の規定にかかわらず、国家公務員とする。

2 前項の職員は、地方事務官、地方技官その他の職員とし、その定員は、政令で定めるものとし、行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二百六十六号)第二条第一

項の規定に定める職員の定員の外にあるものとする。

3 第一項の職員の任免及び進退並びにこれに対する給与の支給は、内閣総理大臣が行う。

4 内閣総理大臣は、前項の事務を鹿児島県知事に委任することができる。

(復興計画に関する事務の所管)

第十一條 この法律に基づく内閣総理大臣の権限の行使に関する事務、審議会に関する事務その他復興計画の策定に関する事務並びに復興計画に基づく事業の予算に関する見積及び予算の執行(第五条第三項の規定による工事に係る予算の執行を除く。)に関する国の事務は、自治庁において掌理する。

(政令への委任)

第十二條 この法律に定めるものの外、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十六年三月三十一日にその効力を失う。

2 第四条の規定による昭和二十九年年度に係る復興実施計画は、同条の規定にかかわらず、第三条第二項の規定による復興計画の決定の日から二月以内に作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

3 奄美群島における道路の建設その他の政策及び修繕で第二条第三

昭和二十九年五月二十九日 衆議院會議録第五十七号 議長の報告

○副議長(原彪) 採決いたします。
 本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○副議長(原彪) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

明三十日は定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時三十二分散会

出席國務大臣

文部大臣 大達 茂雄君
 農林大臣 保利 茂君
 郵政大臣 塚田十一郎君
 國務大臣 木村篤太郎君

朗読を省略した報告

一、昨二十八日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

医療関係審議会設置法

厚生省関係法令の整理に関する法律

航空機製造法の一部を改正する法律

教育職員免許法の一部を改正する法律

教育職員免許法の一部を改正する法律

教育職員免許法の一部を改正する法律

教育職員免許法の一部を改正する法律

教育職員免許法の一部を改正する法律

教育職員免許法の一部を改正する法律

教育職員免許法の一部を改正する法律

教育職員免許法の一部を改正する法律

教育職員免許法の一部を改正する法律

教育職員免許法の一部を改正する法律

教育職員免許法の一部を改正する法律

教育職員免許法の一部を改正する法律

教育職員免許法の一部を改正する法律

教育職員免許法の一部を改正する法律

教育職員免許法の一部を改正する法律

教育職員免許法の一部を改正する法律

教育職員免許法の一部を改正する法律

調達庁設置法等の一部を改正する法律
 一、去る二十六日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員

山中 貞則君 坪川 恒三君

通商産業委員

坪川 恒三君 山中 貞則君

一、去る二十六日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員

坪川 恒三君 山中 貞則君

通商産業委員

山中 貞則君

通商産業委員

山中 貞則君 坪川 恒三君

一、去る二十七日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

大高 康君

地方行政委員

徳安 實蔵君

外務委員

宮原幸三郎君

大蔵委員

有田 二郎君 坊 秀男君

文部委員

竹山祐太郎君

厚生委員

佐藤 芳男君

農林委員

町村 金五君 稲富 稜人君

水産委員

佐竹 新市君

運輸委員

生田 宏一君

郵政委員

栗山 博君

労働委員

本名 武君

建設委員

堀川 恭平君 長 正路君

中澤 茂一君

一、去る二十七日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

栗山 博君

地方行政委員

生田 宏一君

外務委員

坊 秀男君

大蔵委員

堀川 恭平君 宮原幸三郎君

文部委員

加藤 高蔵君

厚生委員

町村 金五君

農林委員

本名 武君 中澤 茂一君

水産委員

長 正路君

運輸委員

徳安 實蔵君

郵政委員

大高 康君

労働委員

佐藤 芳男君

建設委員

有田 二郎君 佐竹 新市君

予算委員

稲富 稜人君 竹山祐太郎君

一、昨二十八日運輸委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 竹谷源太郎君(理事竹谷源太郎君去る二十六日委員

辞任につきその補欠)

一、去る十八日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

指揮権発動撤回に関する決議案

加藤勘十君外百三十四名

一、去る二十七日議員から提出した議案は次の通りである。

銀行法の一部を改正する法律案(春日一幸君外六名提出)

生活保護法の完全実施に関する決議案(岡良一君外百三十四名提出)

総理大臣の外遊中止勧告決議案(浅沼稻次郎君外百三十四名提出)

海外派兵禁止に関する決議案(和田博雄君外百三十四名提出)

一、去る二十七日内閣から提出した議案は次の通りである。

一、去る二十七日予備審査のため参議院から送附された次の議案を受領した。

一、去る二十七日予備審査のため参議院から送附された次の議案を受領した。

一、去る二十七日予備審査のため参議院から送附された次の議案を受領した。

一、去る二十七日予備審査のため参議院から送附された次の議案を受領した。

一、去る二十七日予備審査のため参議院から送附された次の議案を受領した。

一、去る二十七日予備審査のため参議院から送附された次の議案を受領した。

一、去る二十七日予備審査のため参議院から送附された次の議案を受領した。

一、去る二十七日予備審査のため参議院から送附された次の議案を受領した。

一、去る二十七日予備審査のため参議院から送附された次の議案を受領した。

一、去る二十七日予備審査のため参議院から送附された次の議案を受領した。

一、去る二十七日予備審査のため参議院から送附された次の議案を受領した。

一、去る二十七日予備審査のため参議院から送附された次の議案を受領した。

一、去る二十七日予備審査のため参議院から送附された次の議案を受領した。

一、去る二十七日予備審査のため参議院から送附された次の議案を受領した。

一、去る二十七日予備審査のため参議院から送附された次の議案を受領した。

一、去る二十七日予備審査のため参議院から送附された次の議案を受領した。

一、去る二十七日予備審査のため参議院から送附された次の議案を受領した。

一、去る二十七日予備審査のため参議院から送附された次の議案を受領した。

一、去る二十七日予備審査のため参議院から送附された次の議案を受領した。

一、去る二十七日予備審査のため参議院から送附された次の議案を受領した。

一、去る二十七日予備審査のため参議院から送附された次の議案を受領した。

一、去る二十七日予備審査のため参議院から送附された次の議案を受領した。

一、去る二十七日予備審査のため参議院から送附された次の議案を受領した。

一、去る二十七日予備審査のため参議院から送附された次の議案を受領した。

一、去る二十七日予備審査のため参議院から送附された次の議案を受領した。

一、去る二十七日予備審査のため参議院から送附された次の議案を受領した。

一、去る二十七日予備審査のため参議院から送附された次の議案を受領した。

一、去る二十七日予備審査のため参議院から送附された次の議案を受領した。

一、去る二十七日予備審査のため参議院から送附された次の議案を受領した。

一、去る二十七日予備審査のため参議院から送附された次の議案を受領した。

一、去る二十七日予備審査のため参議院から送附された次の議案を受領した。

一、去る二十七日予備審査のため参議院から送附された次の議案を受領した。

一、去る二十七日予備審査のため参議院から送附された次の議案を受領した。

一、去る二十七日予備審査のため参議院から送附された次の議案を受領した。

一〇二八

国有の炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に関する特例法案 (伊藤卯四郎君外六十三名提出)
宅地建物取引業法の一部を改正する法律案 (村瀬宣親君外十六名提出)
精神衛生法の一部を改正する法律案 (青柳一郎君外十二名提出)
一、昨二十八日内閣から提出した議案は次の通りである。
昭和二十九年五月の北海道東南海域暴風雨による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案
一、昨二十八日参議院から受領した同院提出案は次の通りである。
覚せい剤取締法の一部を改正する法律案
一、昨二十八日委員会に付託された議案は次の通りである。
銀行法の一部を改正する法律案 (春日一幸君外六名提出)
一、昨二十八日参議院から回付された本院提出案は次の通りである。
輸出水産物の振興に関する法律案
一、昨二十八日参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。
酪農振興法案
一、昨二十八日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
医薬関係審議会設置法案
厚生省関係法令の整理に関する法律案
航空機製造法の一部を改正する法律案
教育職員免許法の一部を改正する法律案
教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案
文部省関係法令の整理に関する法律案
開港庁設置法等の一部を改正する法律案

銀行法の一部を改正する法律案 (春日一幸君外六名提出)
一、昨二十八日参議院から回付された本院提出案は次の通りである。
輸出水産物の振興に関する法律案
一、昨二十八日参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。
酪農振興法案
一、昨二十八日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
医薬関係審議会設置法案
厚生省関係法令の整理に関する法律案
航空機製造法の一部を改正する法律案
教育職員免許法の一部を改正する法律案
教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案
文部省関係法令の整理に関する法律案
開港庁設置法等の一部を改正する法律案

衆議院会議録第四十四号中正誤 頁 段 行 誤 正 七六 第六章 補則 (第八十五条 第一百 第一節 懲罰及び異議の申立 (第八十五 条の九) 五 条の九)	衆議院会議録第四十五号中正誤 頁 段 行 誤 正 七六 第六章 補則 (第八十五条 第一百 第一節 懲罰及び異議の申立 (第八十五 条の九) 五 条の九)	衆議院会議録第五十五号中正誤 頁 段 行 誤 正 六〇 一 君外二十三 名 外二十三 名 六〇 二 一 ありまして ありまして 六〇 三 二 学生生活 学生生活 六〇 四 三 修正に 修正に 六〇 五 一 一 起立者なし 起立者なし 六〇 六 二 起立者ありま 起立者ありま
--	--	---

昭和二十九年五月二十九日 衆議院会議録第五十七号 議長報告